

奈良県公報

目次

○身体障害者関係医師の指定(障害福祉課)	一	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二
○保安林の皆伐面積の許容限度(森林保全課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
○道路の区域変更(道路維持課)	二	○右同	三
○道路の供用開始(道路維持課)	二	○右同	四
〈公告〉		○監査委員公告	四
〈公告〉		○監査結果公告	四

告示

奈良県告示第五百十二号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
 平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
木下雅己	きのした眼科クリニック	橿原市木原町二一五一一	眼科(視覚障害)	平成十七年一月二十日

鳥井康司	大和高田市立病院	大和高田市磯野北町一番一号	眼科(視覚障害)	平成十七年一月二十日
------	----------	---------------	----------	------------

奈良県告示第五百十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

単位：ヘクタール

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
大和川上流水源かん養保安林	5.84
大和川下流水源かん養保安林	18.66
白砂川水源かん養保安林	68.44
木津川水源かん養保安林	151.63
古野川上流水源かん養保安林	292.60
古野川中流水源かん養保安林	47.94
上十津川水源かん養保安林	672.49
下十津川水源かん養保安林	922.04
北山川水源かん養保安林	812.92
大和川上流土砂流出防備保安林	2.98
大和川下流土砂流出防備保安林	5.86
白砂川土砂流出防備保安林	1.68
木津川土砂流出防備保安林	32.76

吉野川上流土砂流出防備保安林	10.54
吉野川中流土砂流出防備保安林	28.02
上十津川土砂流出防備保安林	32.41
下十津川土砂流出防備保安林	78.08
北山川土砂流出防備保安林	27.02
大和川保健保安林	3.90
北山川保健保安林	4.22
宇賀志地区干害防備保安林	0.40
高原地区干害防備保安林	13.86

奈良県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百八号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
奈良市尼辻北町四二番 二先から	前	一〇・〇	四八・〇	うち宝来橋仮設 1号橋し一七 〇メートル
奈良市尼辻北町三六番		一九・〇		うち宝来橋し

一先まで	後	五〇・〇	四八・〇	一一・五メート ル
------	---	------	------	--------------

奈良県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
奈良市尼辻北町三六番 二先から奈良市尼辻北 町一四八五番まで	一九・〇	二一・〇	うち宝来橋し一一・五 メートル
	三〇・〇		

四 供用開始年月日

平成十七年二月一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境

部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十七年一月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人産業メンタルヘルス研究所

三 代表者の氏名

木村亨

四 主たる事務所の所在地

奈良市南永井町四一一番地の一二

五 定款に記載された目的

この法人は、民間企業で働く人たちの心の健康（メンタルヘルス）の維持・増進に関する事業並びに民間企業が企業実績を伸ばしつつ生き生きとした職場となることを支援する事業を行い、健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十二月二十日第七四一―一四七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月二十四日第六一六八号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字松本八七番地ノ三、八九番地ノ六及び九〇番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブナイレブン・ジャパン 代表取締役 山口俊郎

一 許可番号

平成十七年一月十四日第七四一―一六三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月二十五日第六一六九号

三 開発区域に含まれる地域

五條市新町一丁目一〇―一九番地ノ一、一〇二〇番地及び一〇二二番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津町九番一号

株式会社ローソン 代表取締役 新浪剛

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木事務所において閲覧できます。

平成十七年二月一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十一月二十三日奈土第八六一―二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月二十一日奈土第二三三九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年一月二十一日奈土第二〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域

天理市平等坊町二四〇番地ノ一、二四〇番地ノ四、二三九番地ノ一、二四〇番地ノ三、二二七番地ノ五の一部、二三五番地ノ一の一部、二三三番地ノ二の一部、二三九番地ノ二の一部及び二四〇番地ノ五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町五五二番地

三興建設株式会社 代表取締役 川端知子

公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市平等坊町二二七番地ノ五の一部、二三三番地ノ一の一部、二四〇番地

ノ一及び二四〇番地ノ四
下水道 天理市平等坊町二二七番地ノ五の一部、二三五番地ノ一の一部及び二四〇番地ノ四の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
平成十七年二月一日

一 許可番号 奈良県知事 柿 本 善 也

二 検査済証番号 平成十六年十月二十八日郡土第三一三〇号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月十七日郡土第三九〇号
開発区域に含まれる地域

生駒郡三郷町立野北三丁目五九三九番地
開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町興留八丁目二番地ノ一一
有限会社奈良グリーンホーム 代表取締役 繁岡憲一

監査委員公告

監査結果公告
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成17年1月21日に請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成17年2月1日

奈良県監査委員 大 倉 潔
奈良県監査委員 中 嶋 實 男
奈良県監査委員 山 本 進 章
奈良県監査委員 中 野 雅 史

第1 監査の請求

1 請求人

住所 奈良市山陵町4-43-5
氏名 桐山 幸矩 ほか15名

2 請求書の提出

平成16年11月24日

3 請求の要旨

本件請求の要旨は次のとおりであった。

1. 奈良県防災課職員の一部は財団法人奈良県防災協会（以下 奈良県消防協会という）の常務理事・事務局長・幹事の職を公務として兼務している。その兼務している奈良県消防協会の職務において、平成15年11月に行われた自治体消防55周年記念大会（以下 記念大会 という）参加の計画・実施の職務遂行に当って、次の怠る事実があった。

記念大会は財団法人日本消防協会及び全国消防長会の主催で、平成15年11月20日に全国の消防団・職員、消防防災関係団体が一同に会して東京ドームで行われた。奈良県からは消防団員・職員327名が参加した。この記念大会参加事業の実務を担当した奈良県防災課職員は本来奈良県消防協会を指導監督する立場でありながら、記念大会の実施計画及び実施において社会通念を逸脱した部分があるにもかかわらず、公務の時間を費やして実施計画の作成及びその計画の実施を主導遂行した。このことにより、奈良県消防協会18支部の記念大会参加者の参加費支出において、公金で参加費を負担した奈良県下の各市町村に対して次の損害を与えた。

(1) 宿泊費に関して

非常勤消防団員が公務により旅行した時は費用弁償があり、宿泊費については各市町村においてその額を旅費条例などで定められている。また、参加者相互の意思疎通を図る目的で一緒に食事をする場合の食料費は、過去の判例（大阪高等裁判所 平成8年11月22日判決、大阪高等裁判所 平成15年5月14日判決）において6,000円までの支出が社会通念上許される範囲と許容されている。従って、これらを越える部分は不適切な支出である。すなわち、1日目の宿泊費5,771,955円のうち、415,695円

(その他)並びに2日目の宿泊費10,174,460円のうち、1,071,110円(飲み物料)と1,984,500円(コンビニオン料)と202,800円(その他)の合計3,674,105円は不当な支出であり、各市町村に与えた損害である。

(2) 昼食費に関して

非常勤消防団員が公務により旅行した時は費用弁償があり、日当の支給が各市町村において旅費条例などで定められている。日当は、旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費などを賄うための経費であることから、日当に加えて昼食費の支出を求めることは不当である。

よって、3日間の昼食費合計2,125,749円は、各市町村に与えた損害である。

(3) その他に関して

記念大会参加収支表によると、その他のうち積込物等の費用は、バス車中で参加者に飲料物などが支給されたものであり、前項(2)と同様に日当で賄われるべきものである。日当に加えて積込物等の費用の支給を求めることは不当である。

よって、積込物等の費用1,054,628円は、各市町村に与えた損害である。

奈良県防災課職員が公務時間で計画実施したことにより、奈良県下からの参加各市町村に(1)(2)(3)の合計額6,854,482円の損害を与えたことになる。このことは奈良県職員として定められた公務を正常に遂行しているとは言えない。よって、奈良県消防協会の常務理事を兼務する奈良県防災課課長、同じく事務局長を兼務する奈良県防災課課長補佐、同じく幹事を兼務する奈良県防災課課員4名の合計6名が記念大会の計画実施に携わった時間を算出し、その時間に相当する給与を奈良県に返還させるよう必要な措置を講ずることを求める。

2. 奈良県消防協会の平成15年度決算書の自治体消防55周年記念式典参加事業特別会計収入支出明細書(以下、特別会計明細書という)と各市町村に提出した55周年記念大会参加収支表との間において、次の相違が存在する。

(1) 収入において、特別会計明細書決算額では負担金収入が32,200,000円(100,000円×322名分)、一般会計繰入金金が500,625

円となっているが、55周年記念大会参加収支表では負担金が32,700,000円(100,000円×327名分)、一般会計繰入金金が625円となっている。

(2) 支出において、特別会計明細書決算額では一般会計繰入金支出として410,750円が計上されている。しかし、55周年記念大会参加収支表では一般会計繰入金支出の項目はなく、特別会計明細書決算額の一般会計繰入金支出と同額の410,750円が徴収費として計上されている。

(3) 特別会計明細書決算額では参加旅費として、55周年記念大会参加収支表の交通費7,404,823円・宿泊費15,946,415円・昼食費2,125,749円・その他1,111,058円・会議費266,336円の合計26,854,381円が記載されている。また、特別会計明細書決算額で返戻金支出として、参加人員327名に返還した5,395,500円と不参加者返金40,000円を加えた額5,435,500円が計上されている。

55周年記念大会参加収支表では、差引残額5,395,500円を参加人員327名に1人当り16,500円を返還したと記載されている。参加人員327名には事務局5名が含まれており、5名分で82,500円が返還されたことになる。

ここで特別会計明細書の収入の部に注目すると、負担金収入決算額として18支部からの参加者322名について1人当り100,000円で合計32,200,000円が計上されている。しかし、事務局5名の1人当り100,000円の参加負担金について収入項目の記載がなく、一般会計繰入金決算額500,625円が充てられていると考えられる。更に、55周年記念大会参加収支表に記載されている前述の返還金について、事務局5名分82,500円に関して特別会計明細書にはまったく記載されていない。

(4) 監第57号によると、自治体消防55周年記念大会には奈良県消防協会から332名が参加したとなっている。しかし、55周年記念大会参加収支表の宿泊費などは327名で計上されており、精算額一覧も327名で精算されている。5名分(332名-327名)の参加費・旅費・宿泊費などは特別会計明細書にまったく計上されていない。この5名分の参加費用約417,

<p>500円はどこから支払われたのか？また、同協会のどの会計で、どのように計上されているのか？</p> <p>特別会計明細書と55周年記念大会参加収支表におけるこれらの不整合について、本監査で調査され、原因を明らかにされたい。奈良県消防協会の職務を兼務する奈良県防災課職員は、この虚偽とも言える特別会計明細書または55周年記念大会参加収支表の作成に携わり、不正を行った。</p> <p>また、記念大会に参加した奈良県防災課職員は、参加費用に関して正規の交通費・宿泊費を越えて、宴会費・昼食費など1人当たり約20,960円を奈良県防災協会から利益供与を得ている。このことは平成15年12月1日付 人第188号 総務部長通達に違反する行為である。以上のことより、奈良県消防協会の職務を兼務する奈良県防災課職員に対して懲戒処分の厳正な措置を講じることが求められる。</p>	<p>ら1年を経過したのも含めて監査対象とした。</p> <p>3 監査対象部局 奈良県総務部</p> <p>4 事実の確認 監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査及び職員からの事情聴取を行った結果、以下の事実を確認した。</p> <p>(1) 本件職員の職務について 本件職員はいずれも奈良県総務部消防防災課に所属する者であった。 同課の所掌事務は、奈良県行政組織規則（昭和31年奈良県規則第26号）によると、次のとおりとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防に関すること 2 防災計画及び災害対策の総合調整に関すること 3 国民保護に関すること 4 電気及びガスに関すること 5 猟銃等、火薬類及び高圧ガスの製造販売の規制に関すること 6 防災行政無線に関すること 7 消防防災ヘリコプターに関すること <p>また、本件職員のうち、課長は本件協会の役員（常務理事）を、課員は事務局職員を兼務していた。</p> <p>(2) 本件大会への参加に係る経緯について 平成14年7月17日、財団法人日本消防協会から本件協会に対し、本件大会に係る開催通知及び参加人数割当通知がなされた。 本件大会への参加について、同年9月26日、本件協会の役員会において、また、同年11月5日、本件協会の理事会において協議がなされた。 平成15年2月19日、本件協会の理事会において、本件協会として本件大会に参加することが決定された。 同年4月17日、本件協会より各支部長あて参加者名簿の作成依頼がなされた。 同年11月19～21日、本件大会への参加事業が実施された。 同年12月18日、本件協会より本件大会に係る参加費用の精算通知及び返金か がなされた。</p>
<p>第2 請求の受理 この請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。</p>	
<p>第3 監査の実施 1 請求人の証拠の提出及び陳述 平成16年12月15日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。</p>	
<p>2 監査対象事項 法第242条第1項の規定に基づき、本件請求において摘示されている事項のうち、財団法人奈良県消防協会（以下「本件協会」という。）の役員（常務理事）及び事務局職員を兼務し、自治体消防55周年記念大会（以下「本件大会」という。）への参加に係る計画及び実施に携わった県職員（以下「本件職員」という。）に対する給与（以下「本件給与」という。）の支出を対象とし、県が本件給与を減額せずに支出したことが違法であるかどうかについて監査を実施した。 なお、本件請求については、以前に本件大会に関してなされた住民監査請求に係る監査結果の通知から相当な期間内になされたこと等と認められること等を考慮し、法第242条第2項但書に規定する「正当な理由」があるものとして、支出された日か</p>	

(3) 給与の支給について

労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条において、「賃金」とは、「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」をいうと定義されているところ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（以下「職員」という。）に対しその勤務に対する報酬として支給される「給与」については、地方公務員法第24条第6項及び第25条第1項の規定により、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良県条例第33号。以下「給与条例」という。）が定められている。

そして、給与条例第2章において、給与として給料及び超過勤務手当等各種手当が定められており、その支給については、給与条例及び給料等の支給に関する規則（昭和46年奈良県人事委員会規則第16号）によると、給料は、月の1日から末日までの期間について、その月の21日（ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日より前の最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に、また、各種手当は、その月又は翌月の21日に支給することとされている。

また、給与条例第22条においては、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他勤務しないことについて特に任命権者の承認があった場合を除き、職員が勤務時間中、勤務しなかったときは、その勤務しなかった時間に応じて給与を減額して支給する旨規定されている。

(4) 本件給与の支給について

上記(2)により、本件職員は、平成14年7月から平成15年12月までの期間内のいずれかの時間帯において、本件大会への参加に係る業務に従事したことが推認される。

そこで、上記期間を対象として、本件給与の支給状況について給与報告書、給与マスター等一覧表を調査したところ、いずれの月においても減額はされておらず、毎月、所定の額が所定の支給日に支給されていた。

また、上記期間における本件職員の勤務実績について出勤簿、出勤状況報告書、旅行同兼旅行命令簿、超過勤務等命令簿を調査したところ、本件職員のいずれについても、給与を減額することとされている休暇等の事実はなかった。

なお、本件請求についての監査対象部局の見解はおおむね次のとおりであった。

① 本件請求に係る請求書にもあるように、奈良県消防防災課職員の一部は本件協会の常務理事、事務局長及び幹事の職を公務として兼務しており、本件大会への参加に係る計画の作成と実施については、公務として、これを行ったものである。

② 当該計画は、消防団員に対する報償的性格を有する慰労等の必要性も斟酌し策定したものであり、仮に、その一部について社会通念を逸脱した部分があったとしても、計画策定の業務そのものは必要不可欠なものであり、それに要した労働の公務性を否定するものではない。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

給与は、職員に対してその勤務に対する報酬として、給与条例の定めるところにより支給される一方、職員が勤務すべき時間に勤務をしなかったときには、給与条例第22条の規定に基づき、同条に定めがある場合を除いて減額して支給される。

したがって、給与を減額して支給する事由がある場合に減額して支給しなかったときは、当該給与の支給は違法となる。

そこで、本件職員が本件大会への参加に係る業務に従事したことが、職員が勤務すべき時間に勤務をしなかった場合に該当するかどうかについて判断すると、本件職員は公務として当該業務に従事したものであり、請求人が提示しているように社会通念上妥当な範囲を逸脱した内容が認められたとしても、それによって、本件職員が行った業務について、給与条例第22条において給与を減額して支給すべき場合として規定されている「勤務しないとき」に該当するとはいえない。

また、本件職員の勤務実績を調査したところ、他に本件給与を減額して支給すべき事実が確認されなかったことから、本件給与については、減額して支給すべき事由があったとは認められない。

以上のことから、県が本件給与を減額せずに支給したことは違法であるとはいえない。

なお、県においては、本件大会に関連して過去に住民監査請求がなされたことに

も鑑み、監査対象以外の事項についてもこれを踏まえ、今後の業務にあたられることを望むものである。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

